



今回は、人事コンサルより人事評価制度の見直しと改善について、労務コンサルからは10月から順次改訂されます最低賃金についてお知らせします。

## 人事評価制度の適切な見直しタイミングとは

人事評価

皆さんの会社の人事評価制度は定期的に見直しを行なっていますか？

人事評価制度の見直しと改善は、組織の目標や状況に合わせて定期的に行うべきだと考えます。

今回は、一般的な見直しと改善のタイミングを紹介します。

1	年次評価の前	年次評価サイクルの前に評価制度を見直すことは一般的です。これは従業員の評価と報酬決定の準備段階で、改善が必要な場合に実施します。このタイミングでは、評価基準や評価プロセスの透明性、フィードバックの提供方法などを評価し、改良するチャンスにもなります。
2	組織の変化	組織が成長し、変化する際には、評価制度も適応する必要があります。新しい部門、職務、役割が導入されたり、古いプロセスが変更されたりする場合、評価制度はこれらの変化に合わせて更新されるべきです。
3	フィードバック収集後	従業員からのフィードバックを収集し、評価制度に関する問題や改善点を特定した場合、それを元に制度を改善することが重要です。従業員満足度調査や評価プロセス後のアンケートなど、定期的なフィードバック収集を通じて改善の機会を見逃さないようにしましょう。
4	戦略的目標の変更	組織の戦略的目標が変更される場合、評価制度もそれに合わせて調整する必要があります。新しい目標や優先事項に焦点を当てるために、評価基準や報酬体系を変更することが適切です。
5	法的要件の変更	労働法や規制が変更される場合、評価制度も法的要件に適合するように更新する必要があります。法的規制の変更に適応し、合法性を確保することが重要です。
6	競争環境の変化	組織が競争的な環境で活動している場合、競争相手の評価制度やベストプラクティスを参考にして自社の制度を改善することが求められることがあります。
7	従業員の成長と発展	従業員の成長と発展に合わせて、評価制度を見直すことがあります。スキルや貢献度が変化する場合、評価基準や昇進ポリシーを調整して、従業員の成長を後押しすることができます。

評価制度の見直しと改善は、組織の状況やニーズに合わせて行われるべきです。

定期的な見直しとフィードバックの収集を通じて、制度を改善し、従業員のモチベーションと組織のパフォーマンスを向上させていきましょう。

# 令和5年度の地域別最低賃金—すべての都道府県 で正式決定！

令和5年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申などを経てすべての都道府県から正式決定の公示がありました。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

## ■ 令和5年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
	令和5年度	前年度	
北海道	960	(920)	令和5年10月1日
青森	898	(853)	令和5年10月7日
岩手	893	(854)	令和5年10月4日
宮城	923	(883)	令和5年10月1日
秋田	897	(853)	令和5年10月1日
山形	900	(854)	令和5年10月14日
福島	900	(858)	令和5年10月1日
茨城	953	(911)	令和5年10月1日
栃木	954	(913)	令和5年10月1日
群馬	935	(895)	令和5年10月5日
埼玉	1,028	(987)	令和5年10月1日
千葉	1,026	(984)	令和5年10月1日
東京	1,113	(1,072)	令和5年10月1日
神奈川	1,112	(1,071)	令和5年10月1日
新潟	931	(890)	令和5年10月1日
富山	948	(908)	令和5年10月1日
石川	933	(891)	令和5年10月8日
福井	931	(888)	令和5年10月1日
山梨	938	(898)	令和5年10月1日
長野	948	(908)	令和5年10月1日
岐阜	950	(910)	令和5年10月1日
静岡	984	(944)	令和5年10月1日
愛知	1,027	(986)	令和5年10月1日
三重	973	(933)	令和5年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
	令和5年度	前年度	
滋賀	967	(927)	令和5年10月1日
京都	1,008	(968)	令和5年10月6日
大阪	1,064	(1,023)	令和5年10月1日
兵庫	1,001	(960)	令和5年10月1日
奈良	936	(896)	令和5年10月1日
和歌山	929	(889)	令和5年10月1日
鳥取	900	(854)	令和5年10月5日
島根	904	(857)	令和5年10月6日
岡山	932	(892)	令和5年10月1日
広島	970	(930)	令和5年10月1日
山口	928	(888)	令和5年10月1日
徳島	896	(855)	令和5年10月1日
香川	918	(878)	令和5年10月1日
愛媛	897	(853)	令和5年10月6日
高知	897	(853)	令和5年10月8日
福岡	941	(900)	令和5年10月6日
佐賀	900	(853)	令和5年10月14日
長崎	898	(853)	令和5年10月13日
熊本	898	(853)	令和5年10月8日
大分	899	(854)	令和5年10月6日
宮崎	897	(853)	令和5年10月6日
鹿児島	897	(853)	令和5年10月6日
沖縄	896	(853)	令和5年10月8日
全国加重平均額	1,004	(961)	

使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、**最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金に処されます。**改定後の地域別最低賃金の額を必ず確認するようにしましょう。

## MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER

[TEL] 050-5490-1329 [Mail] [roumu@minagine.co.jp](mailto:roumu@minagine.co.jp) [Web] <https://minagine.co.jp>